

2015年（平成27年）10月21日

大阪弁護士会への登録を希望する司法修習生、司法修習終了者の皆様へ  
司法修習終了後5年を経過するまでの若手会員の皆様へ

大阪弁護士会  
会長 松葉知幸

## 「求職者カード」のご案内

当会所属会員の事務所への就職又は転職を希望する司法修習生・司法修習終了者・若手会員（司法修習終了後5年を経過するまでの会員）の方は是非とも「求職者カード」をご活用ください。提出いただいた「求職者カード」は、司法修習生・司法修習終了者・若手会員ごとに分けた「求職者カードファイル」へ綴る方法により、当会所属で求人中の法律事務所の閲覧・謄写に供されます。

つきましては、「求職者カード」の利用を希望される方は、当会のホームページ（下記参照）に掲載の「求職者カード」へ必要事項をご記入の上、Eメールの添付ファイル、郵送又はご持参にて下記担当事務局までご提出ください。（写真については任意ですが、Eメールでお送りいただく場合には、「求職者カード」とは別に画像データ（2MB以内）を添付してください。）

なお、本施策は、あくまで弁護士会を通じた求職情報の提供により、求人事務所からのアクセスを期待するものであって、当会が求人事務所をあっせんするものではありませんので、予めご了承ください。

ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、当会内で求人を行っている法律事務所に対して提供するために使用し、それ以外の目的では利用しません。

また、この「求職者カード」の閲覧・謄写期間は、当該カードの提出を受けた日が、1月1日から6月30日までの間の場合は翌年1月末日をもって、7月1日から12月31日までの間の場合は翌年7月末日をもって終了します。期間終了後は当会において当該カードを破棄いたしますので併せてご了承ください。

※ 「求職者カード」をご提出いただいた後、上記閲覧期間中に採用が決定した場合には下記担当事務局まで必ずご一報くださいますようお願い申しあげます。また、法律事務所より採用決定の連絡があった方についても、ご本人への確認のうえ、「求職者カード」の閲覧・謄写期間の終了とさせていただきます。

### 【求職者カードのダウンロードはこちら】

#### 司法修習生、司法修習終了者の方

大阪弁護士会 HPトップ → メニュー → 修習生・弁護士向け就職情報

#### 若手会員の方

大阪弁護士会会員専用 HPトップ → 転職・求職 → 若手会員向け（「求職者カード」）

### 【担当事務局／お申込先】

大阪弁護士会 企画部会員サポート課（8階）則次

TEL：06-6364-1372 E-mail：s-noritsugu@osakaben.or.jp